

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA（以下「訪問型サービスA」という。）の実施について定める。

(基本取扱方針)

第2条 訪問型サービスAの提供にあたっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善と言った特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意しつつ行うこと。

2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

3 サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービス依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮すること。

4 提供されたサービスについては、個別サービス計画に定めつつ目標の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなどその改善を図らなければならないものであること。

(区分)

第3条 訪問型サービスAは生活援助サービスとする。生活援助とは掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助とし、具体的な内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）の生活援助の区分とする。

(サービス提供の頻度)

第4条 あらかじめ、地域包括支援センターにより適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス・支援計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して1週当たりのサービス提供頻度を位置付ける。提供の頻度は、次の各号のいずれかとする。

(1) 週 1 回程度 月当たり 5 回まで

(2) 週 2 回程度 月当たり 10 回まで

(サービスの提供時間)

第 5 条 1 回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス・支援計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を訪問型 A 事業者が必要に応じて作成する個別サービス計画書に位置付けること。

(回数や提供時間の変更)

第 6 条 サービス提供の時間や回数については利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであって、当初の個別サービス計画における設定に必ずしも拘束されるべきものではなく、目標が達成された場合は、新たな課題に対する目標を設定し改善に努めること。その際には、介護予防サービス・支援計画との関係を十分に考慮し、地域包括支援センターと十分な連携を取ること。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。